

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和 5 年 6 月30日提出
【計算期間】	第15期中（自 令和 4 年10月 1 日 至 令和 5 年 3 月31日）
【ファンド名】	ユニオンファンド
【発行者名】	ユニオン投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久保田 徹郎
【本店の所在の場所】	長野県松本市深志一丁目 1 番21号 中田歯科ビル
【事務連絡者氏名】	村田 宜紀
【連絡場所】	長野県松本市深志一丁目 1 番21号 中田歯科ビル
【電話番号】	0263-38-0725
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1【ファンドの運用状況】

以下は、令和5年4月末日現在の運用状況です。

（１）【投資状況】

投資資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券		7,295,386,288	67.38
	内 日本	7,295,386,288	67.38
投資証券		2,039,563,755	18.84
	内 ルクセンブルク	2,039,563,755	18.84
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		1,492,731,917	13.79
合計（純資産総額）		10,827,681,960	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の国・地域別の内訳です。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

令和5年4月末日および同日前1年以内における各月末日ならびに下記の計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第5期計算期間末日 (平成25年9月30日)	2,193,365,017	2,193,365,017	1.7852	1.7852
第6期計算期間末日 (平成26年9月30日)	2,926,161,034	2,926,161,034	2.0291	2.0291
第7期計算期間末日 (平成27年9月30日)	3,492,888,038	3,492,888,038	1.9779	1.9779
第8期計算期間末日 (平成28年9月30日)	4,151,846,453	4,151,846,453	1.9893	1.9893
第9期計算期間末日 (平成29年10月2日)	5,751,207,351	5,751,207,351	2.4971	2.4971
第10期計算期間末日 (平成30年10月1日)	6,483,912,647	6,483,912,647	2.4929	2.4929
第11期計算期間末日 (令和元年9月30日)	6,704,132,169	6,704,132,169	2.3163	2.3163
第12期計算期間末日 (令和2年9月30日)	7,654,272,179	7,654,272,179	2.4307	2.4307
第13期計算期間末日 (令和3年9月30日)	9,707,129,262	9,707,129,262	3.0215	3.0215
令和4年4月末日	9,738,160,452	-	2.9243	-
5月末日	9,886,550,619	-	2.9481	-
6月末日	9,951,531,301	-	2.9447	-

7 月末日	10,204,938,336	-	2.9985	-
8 月末日	10,236,350,824	-	2.9956	-
第14期計算期間末日 (令和4年9月30日)	9,814,362,889	9,814,362,889	2.8554	2.8554
10月末日	10,290,139,943	-	2.9764	-
11月末日	10,561,274,174	-	3.0428	-
12月末日	9,976,768,035	-	2.9180	-
令和5年1月末日	10,578,307,186	-	3.0838	-
2 月末日	10,637,465,694	-	3.0870	-
3 月末日	10,589,320,924	-	3.0680	-
4 月末日	10,827,681,960	-	3.1262	-

【分配の推移】

期	1 口当たり分配金(円)
第 5 期計算期間 自 平成24年10月 2 日 至 平成25年 9 月30日	0.0000
第 6 期計算期間 自 平成25年10月 1 日 至 平成26年 9 月30日	0.0000
第 7 期計算期間 自 平成26年10月 1 日 至 平成27年 9 月30日	0.0000
第 8 期計算期間 自 平成27年10月 1 日 至 平成28年 9 月30日	0.0000
第 9 期計算期間 自 平成28年10月 1 日 至 平成29年10月 2 日	0.0000
第10期計算期間 自 平成29年10月 3 日 至 平成30年10月 1 日	0.0000
第11期計算期間 自 平成30年10月 2 日 至 令和元年 9 月30日	0.0000
第12期計算期間 自 令和元年10月 1 日 至 令和 2 年 9 月30日	0.0000
第13期計算期間 自 令和 2 年10月 1 日 至 令和 3 年 9 月30日	0.0000
第14期計算期間 自 令和 3 年10月 1 日 至 令和 4 年 9 月30日	0.0000
第15期中間計算期間 自 令和 4 年10月 1 日 至 令和 5 年 3 月31日	-

【収益率の推移】

期	収益率(%)
第5期計算期間 自 平成24年10月2日 至 平成25年9月30日	42.49
第6期計算期間 自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日	13.66
第7期計算期間 自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日	2.52
第8期計算期間 自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日	0.58
第9期計算期間 自 平成28年10月1日 至 平成29年10月2日	25.53
第10期計算期間 自 平成29年10月3日 至 平成30年10月1日	0.17
第11期計算期間 自 平成30年10月2日 至 令和元年9月30日	7.08
第12期計算期間 自 令和元年10月1日 至 令和2年9月30日	4.94
第13期計算期間 自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日	24.31
第14期計算期間 自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日	5.50
第15期中間計算期間 自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日	7.45

（注）収益率とは、計算期間末日の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

2【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定および解約数量は次のとおりです。

期	設定数量（口）	解約数量（口）
---	---------	---------

第5期計算期間 自 平成24年10月2日 至 平成25年9月30日	248,555,782	130,166,178
第6期計算期間 自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日	336,042,248	122,536,345
第7期計算期間 自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日	417,459,191	93,620,169
第8期計算期間 自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日	430,298,170	109,126,304
第9期計算期間 自 平成28年10月1日 至 平成29年10月2日	371,082,646	155,073,420
第10期計算期間 自 平成29年10月3日 至 平成30年10月1日	417,949,597	120,172,812
第11期計算期間 自 平成30年10月2日 至 令和元年9月30日	409,707,579	116,348,531
第12期計算期間 自 令和元年10月1日 至 令和2年9月30日	471,675,106	216,982,908
第13期計算期間 自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日	339,794,395	276,077,782
第14期計算期間 自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日	361,268,207	136,792,574
第15期中間計算期間 自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日	169,920,194	155,596,916

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15中間計算期間（令和4年10月1日から令和5年3月31日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

ユニオンファンド

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第14期計算期間 令和４年９月30日現在	第15期中間計算期間 令和５年３月31日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,511,178,074	1,508,256,038
投資信託受益証券	6,547,034,200	7,150,585,716
投資証券	1,804,147,904	1,976,644,804
流動資産合計	9,862,360,178	10,635,486,558
資産合計	9,862,360,178	10,635,486,558
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,620,581	509,997
未払受託者報酬	1,658,775	1,706,834
未払委託者報酬	42,576,325	43,809,730
その他未払費用	141,608	139,073
流動負債合計	47,997,289	46,165,634
負債合計	47,997,289	46,165,634
純資産の部		
元本等		
元本	3,437,163,933	3,451,487,211
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（　）	6,377,198,956	7,137,833,713
（分配準備積立金）	2,909,015,639	2,780,411,137
元本等合計	9,814,362,889	10,589,320,924
純資産合計	9,814,362,889	10,589,320,924
負債純資産合計	9,862,360,178	10,635,486,558

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14期中間計算期間 自 令和3年10月1日 至 令和4年3月31日	第15期中間計算期間 自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日
営業収益		
受取配当金	-	174,881,705
受取利息	4	4
有価証券売買等損益	262,512,293	601,166,711
営業収益合計	262,512,297	776,048,420
営業費用		
受託者報酬	1,617,189	1,706,834
委託者報酬	41,509,028	43,809,730
その他費用	784,643	815,043
営業費用合計	43,910,860	46,331,607
営業利益又は営業損失（ ）	218,601,437	729,716,813
経常利益又は経常損失（ ）	218,601,437	729,716,813
中間純利益又は中間純損失（ ）	218,601,437	729,716,813
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,211,966	22,789,282
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,494,440,962	6,377,198,956
剰余金増加額又は欠損金減少額	367,408,336	342,929,751
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	367,408,336	342,929,751
剰余金減少額又は欠損金増加額	163,907,679	289,222,525
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	163,907,679	289,222,525
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,915,331,090	7,137,833,713

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	第15期中間計算期間 自 令和４年10月１日 至 令和５年３月31日
１．有価証券の評価基準 及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、外国金融商品市場または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日または投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
３．その他中間財務諸表 作成のための基礎と なる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（中間貸借対照表に関する注記）

区 分	第14期計算期間 令和４年９月30日現在	第15期中間計算期間 令和５年３月31日現在
１．期首元本額	3,212,688,300円	3,437,163,933円
期中追加設定元本額	361,268,207円	169,920,194円
期中一部解約元本額	136,792,574円	155,596,916円
２．期間末日における受 益権の総数	3,437,163,933口	3,451,487,211口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期中間計算期間 自 令和3年10月1日 至 令和4年3月31日	第15期中間計算期間 自 令和4年10月1日 至 令和5年3月31日
該当事項はありません。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第14期計算期間 令和4年9月30日現在	第15期中間計算期間 令和5年3月31日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第14期計算期間 令和4年9月30日現在	第15期中間計算期間 令和5年3月31日現在
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第14期計算期間 令和4年9月30日現在	第15期中間計算期間 令和5年3月31日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.8554円 (28,554円)	3.0680円 (30,680円)

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】（令和５年４月末日現在）

資本金の額	200,000千円
発行可能株式総数	21,500株
うち 普通株式	13,500株
うち A種類株式	8,000株
発行済株式総数	12,700株
うち 普通株式	9,700株
うち A種類株式	3,000株
A種類株式は、議決権を有しません。	

最近５年間ににおける資本金の額の増減
該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用指図（投資運用業）および受益権の直接募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

令和５年４月末日現在、委託会社が運用指図を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

	種類	本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	１本	10,827,681,960円

（３）【その他】

訴訟事件その他の重要事項

本書提出日前６ヶ月以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

- （１）委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- （２）委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

財務諸表

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和 4 年 3 月31日)	当事業年度 (令和 5 年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	10,677	21,432
直販顧客分別金信託	74,263	82,601
貯蔵品	859	788
仮払金	-	0
前払費用	478	405
未収入金	946	890
未収委託者報酬	41,509	43,809
流動資産合計	128,735	149,929
固定資産		
有形固定資産		
建物 1	0	0
器具備品 1	4,009	3,191
その他 1	331	301
有形固定資産合計	4,341	3,492
無形固定資産		
ソフトウェア 1	4,039	3,673
無形固定資産合計	4,039	3,673
投資その他の資産		
投資有価証券	53,752	41,797
差入保証金	1,920	1,920
投資その他の資産合計	55,672	43,717
固定資産合計	64,053	50,883
資産合計	192,788	200,812
負債の部		
流動負債		
一年内償還予定の社債	20,000	20,000
預り金	3,475	6,648
顧客からの預り金	450	1,110
未払金	2,588	3,434
未払費用	19	31
未払法人税等	1,669	1,626
未払消費税等	1,940	1,805
流動負債合計	30,144	34,657
固定負債		
社債	10,000	20,000
繰延税金負債	11,069	8,581
固定負債合計	21,069	28,581
負債合計	51,213	63,239
純資産の部		

株主資本		
資本金	200,000	200,000
資本剰余金		
資本準備金	95,000	95,000
その他資本剰余金	16,243	16,243
資本剰余金合計	111,243	111,243
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	194,938	193,261
利益剰余金合計	194,938	193,261
株主資本合計	116,304	117,981
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	25,270	19,592
評価・換算差額等合計	25,270	19,592
純資産合計	141,575	137,573
負債純資産合計	192,788	200,812

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和３年４月１日 至 令和４年３月31日)	当事業年度 (自 令和４年４月１日 至 令和５年３月31日)
営業収益		
委託者報酬	74,909	78,532
営業収益合計	74,909	78,532
営業費用		
支払手数料	1,979	1,979
委託計算費	18,540	18,857
営業雑経費	11,023	10,760
通信費	4,670	4,962
印刷費	5,652	5,066
協会費	700	731
営業費用合計	31,543	31,596

一般管理費		
給料	32,813	32,680
役員報酬	7,680	7,800
給料手当	25,133	24,880
人材派遣費	-	2,149
旅費交通費	122	135
租税公課	2,042	2,034
不動産賃借料	3,593	3,698
固定資産減価償却費	2,659	2,909
諸経費	7,203	8,026
支払手数料	6,291	7,035
消耗品費	106	165
水道光熱費	284	353
雑費	520	471
一般管理費合計	48,435	51,634
営業損失	5,069	4,698
営業外収益		
受取利息	0	0
雑収入	6	9
営業外収益合計	6	10
営業外費用		
社債利息	57	67
営業外費用合計	57	67
経常損失	5,119	4,754
特別利益		
投資有価証券売却益	7,489	7,334
特別利益合計	7,489	7,334
特別損失		
固定資産除却損 1	0	0
特別損失合計	0	0
税引前当期純利益	2,369	2,579
法人税、住民税及び事業税	840	902
当期純利益	1,529	1,677

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和３年４月１日 至 令和４年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金	利益 剰余金	
					繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	200,000	95,000	16,243	111,243	196,467	196,467	114,775
当期変動額							
当期純利益					1,529	1,529	1,529

株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	1,529	1,529	1,529
当期末残高	200,000	95,000	16,243	111,243	194,938	194,938	116,304

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	28,813	28,813	143,589
当期変動額			
当期純利益			1,529
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	3,542	3,542	3,542
当期変動額合計	3,542	3,542	2,013
当期末残高	25,270	25,270	141,575

当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金	利益 剰余金	
					繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	200,000	95,000	16,243	111,243	194,938	194,938	116,304
当期変動額							
当期純利益					1,677	1,677	1,677
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	1,677	1,677	1,677
当期末残高	200,000	95,000	16,243	111,243	193,261	193,261	117,981

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	25,270	25,270	141,575
当期変動額			
当期純利益			1,677
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	5,678	5,678	5,678
当期変動額合計	5,678	5,678	4,001
当期末残高	19,592	19,592	137,573

注記事項

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの…時価法 （評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定） (2) 棚卸資産 貯蔵品…先入先出法による原価法 （貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 建物附属設備、器具備品 定率法により償却しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。 なお、主要な耐用年数は以下のとおりです。 建物附属設備 3～10年 器具備品 5年～6年 その他 取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却しております。 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	委託者報酬 委託者報酬は、当社が運用する投資信託に係る信託報酬で、投資信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（重要な会計上の見積り）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (令和4年3月31日)	当事業年度 (令和5年3月31日)
繰延税金資産	-	-

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、翌事業年度以降の課税所得見込みに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しておりますが、当事業年度末において税務上の繰越欠損金の繰越期限切れが見込まれており、合理的に仮定した場合に翌事業年度において課税所得が生じる可能性が高いとは見込まれないことから、繰延税金資産の回収可能性は無いものと判断しております。なお、この見積りの結果は、「税効果会計関係」の注記に記載のとおりであります。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに基づいているため、翌期の業績や経営環境の変化によっては見積りに重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (令和4年3月31日)	当事業年度 (令和5年3月31日)
減損損失	-	-

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は継続して営業損失を計上していることから減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが事業用資産の帳簿価額を超えると判断されたため、減損損失は計上していません。当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは中期経営計画に基づいているため、翌期の業績や経営環境の変化によっては見積りに重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる財務諸表への影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27 - 3項に従って、前事業年度に係るものについては記載していません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (令和4年3月31日)	当事業年度 (令和5年3月31日)
1 減価償却累計額	1 減価償却累計額
建物附属設備 2,066千円	建物附属設備 2,066千円
器具備品 12,287千円	器具備品 13,265千円
その他 393千円	その他 741千円
ソフトウェア 3,274千円	ソフトウェア 4,398千円

減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

（損益計算書関係）

前事業年度 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	当事業年度 自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日
1 固定資産除却損の内訳	1 固定資産除却損の内訳
ソフトウェア 0千円	器具備品 0千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,700株	-	-	9,700株
A種類株式	3,000株	-	-	3,000株
合計	12,700株	-	-	12,700株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,700株	-	-	9,700株
A種類株式	3,000株	-	-	3,000株
合計	12,700株	-	-	12,700株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	当事業年度 自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達につきましては、当面は増資および社債発行による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、ファンドに係る信用リスクに晒されております。投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに対しては、継続的なモニタリングによりリスク低減を図っております。

未払金、未払費用はすべて1年以内の支払期日であります。

社債、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は流動性リスクに晒されておりますが、当社では資金繰計画を作成するなどにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

前事業年度（令和4年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)投資有価証券 其他有価証券	53,752	53,752	-
資産計	53,752	53,752	-
(1)社債	30,000	30,019	19
負債計	30,000	30,019	19

（*1）現金・預金、直販顧客分別金信託、未収入金、未収委託者報酬、未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

当事業年度（令和5年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)投資有価証券 其他有価証券	41,797	41,797	-
資産計	41,797	41,797	-
(1)社債	40,000	40,031	31
負債計	40,000	40,031	31

（*1）現金・預金、直販顧客分別金信託、未収入金、未収委託者報酬、未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

（注1）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和4年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
--	------	---------	----------	------

現金・預金	10,677	-	-	-
直販顧客分別金信託	74,263	-	-	-
未収入金	946	-	-	-
未収委託者報酬	41,509	-	-	-

当事業年度（令和5年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,432	-	-	-
直販顧客分別金信託	82,601	-	-	-
未収入金	890	-	-	-
未収委託者報酬	43,809	-	-	-

(注2)社債の決算日後の返済予定額

前事業年度（令和4年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	20,000	-	10,000	-	-	-

当事業年度（令和5年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	20,000	10,000	-	-	10,000	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（令和5年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 投資信託	-	41,797	-	41,797

資産計	-	41,797	-	41,797
-----	---	--------	---	--------

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（令和4年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	30,019	-	30,019
負債計	-	30,019	-	30,019

当事業年度（令和5年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	40,031	-	40,031
負債計	-	40,031	-	40,031

(注)時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する投資信託は、投資信託財産が金融商品であり、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないものであるため基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度（令和4年3月31日）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	53,752	17,412	36,340
	小計	53,752	17,412	36,340
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合 計		53,752	17,412	36,340

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

区 分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
-----	-----	---------	---------

(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	11,146	7,489	-
合 計	11,146	7,489	-

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

当事業年度（令和5年3月31日）

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	41,797	13,623	28,173
	小計	41,797	13,623	28,173
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合 計		41,797	13,623	28,173

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

(単位：千円)

区 分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	11,123	7,334	-
合 計	11,123	7,334	-

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	当事業年度 自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	当事業年度 自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和4年3月31日)	当事業年度 (令和5年3月31日)
繰延税金資産	千円	千円
税務上の繰越欠損金(*2)	69,693	57,750
減損損失	446	297
未払事業税	317	302
繰延税金資産小計	70,457	58,350
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(*2)	69,693	57,750
将来減算一時差異等の合計 額に係る評価性引当額	764	599
評価性引当額小計(*1)	70,457	58,350
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	11,069	8,581
繰延税金負債（純額）	11,069	8,581

(*1) 評価性引当額が12,106千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が11,942千円減少したことに伴うものであります。

(*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（令和4年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	11,942	11,500	13,075	12,569	8,846	11,758	69,693
評価性引当額	11,942	11,500	13,075	12,569	8,846	11,758	69,693
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（令和5年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	11,500	13,075	12,569	8,846	-	11,758	57,750
評価性引当額	11,500	13,075	12,569	8,846	-	11,758	57,750
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和4年3月31日)	当事業年度 (令和5年3月31日)
--	----------------------	----------------------

	%	%
法定実効税率	30.46	30.46
（調整）		
繰越欠損金の期限切れ	639.64	451.11
評価性引当額の増減	658.83	469.31
住民税均等割	24.75	22.74
その他	0.57	0.02
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	35.46	34.98

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

（単位：千円）

	前事業年度 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	当事業年度 自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日
顧客との契約から生じる収益	74,909	78,532
委託者報酬	74,909	78,532
その他	-	-
営業収益	74,909	78,532

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載しておりません。

当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の役員及び主要株主等

前事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社及び親会 社の役員が他 の法人の代表 者を兼務して いる場合の法 人	エプソン労 働組合連合 会(*2)	長野県 諏訪市	-	労働組合	-	社債の発 行 役員の兼 任	利息の支 払い(*4)	25	社債 未払費用	10,000 7
当社役員が他 の法人の代表 者を兼務して いる場合の法 人	ツムラ労働 組合(*3)	東京都 港区	-	労働組合	(被所有) 直接4.1%	社債の発 行 役員の兼 任	社債の発 行(*4) 利息の支 払い(*4)	10,000 11	一年内償 還予定の 社債 未払費用	10,000 5

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
- *2 当社取締役及び親会社執行委員長品川友が代表を務めるエプソン労働組合連合会との取引であります。
- *3 当社監査役大竹史哲が代表を務めるツムラ労働組合との取引であります。当事業年度中に当社監査役に就任し関連当事者となりましたため、取引は関連当事者であった期間の取引を記載しております。
- *4 取引条件については無担保であり、その利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社及び親会 社の役員が他 の法人の代表 者を兼務して いる場合の法人	エプソン労働組合連 合会(*2)	長野県 諏訪市	-	労働組合	-	社債の発行 役員の兼任	利息の支払い(*4)	25	社債 未払費用	10,000 7
当社役員が他 の法人の代表 者を兼務して いる場合の法人	ツムラ労働組 合(*3)	東京都 港区	-	労働組合	(被所有) 直接4.1%	社債の発行 役員の兼任	社債の発行(*4) 利息の支払い(*4)	10,000 15	一年内償 還予定の 社債 未払費用	10,000 6

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
- *2 当社取締役及び親会社執行委員長品川友が代表を務めるエプソン労働組合連合会との取引であります。
- *3 当社監査役大竹史哲が代表を務めるツムラ労働組合との取引であります。
- *4 取引条件については無担保であり、その利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

セイコーエプソン労働組合（非上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日		当事業年度 自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日	
1株当たり純資産額	11,147円67銭	1株当たり純資産額	10,832円59銭
1株当たり当期純利益	120円40銭	1株当たり当期純利益	132円07銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益	1,529千円	当期純利益	1,677千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円	普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る当期純利益	1,529千円	普通株式に係る当期純利益	1,677千円
普通株式の期中平均株式数	12,700株	普通株式の期中平均株式数	12,700株
株式数の種類別内訳		株式数の種類別内訳	
普通株式	9,700株	普通株式	9,700株
A種類株式	3,000株	A種類株式	3,000株

（注）A種類株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和5年6月13日

ユニオン投信株式会社
取締役会 御中イ デ ア 監 査 法 人
東京都中央区
指定社員 公認会計士 立 野 晴 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユニオン投信株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニオン投信株式会社の令和5年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和5年6月13日

ユニオン投信株式会社
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員 公認会計士 立 野 晴 朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユニオンファンドの令和4年10月1日から令和5年3月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユニオンファンドの令和5年3月31日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（令和4年10月1日から令和5年3月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ユニオン投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ユニオン投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。